

戦う備えなしには、もう行けない！ 訴訟大国「中国」対策講座

バード & バード法律事務所
北京オフィス パートナー弁護士
道下 理恵子



第2回 中国訴訟は証拠準備で決まる!!

今や中国は、世界有数の訴訟大国です。ビジネス活動を進めるには、訴訟への備えが不可欠となっているのが現状ですが、日本企業はその意識も行動も消極的なままで、訴訟リスクは増大しています。本稿では実務面から中国訴訟対策を分かりやすく解説することを目的にQ&A方式を採用し、その入門編として中国の現状とレイド（RAID：行政摘発）に関して、4回に分け、取り上げてまいります。第2回は、中国の訴訟における証拠準備の重要性とレイド活用の意味について解説します。

（撮影：柴田雅人）

最も大切な仕事は「証拠準備」

Q1 前回、世界一の訴訟大国となった中国の現状や、日本企業も中国企業に訴えられるリスクが非常に高まっていることをお聞きしました。また中国人の気質は訴訟で白黒をつけることに積極的であることや、意外にも今や法治国家としての考え方が定着してきており、何かトラブルがあれば有力者のつてを頼るような昔の人治国家ではなくなっているということも伺いました。

A1 そのとおりです。日本人は中国に対する古い見方を大きく転換する必要があります。今や中国では誰もが普通に裁判所を使って訴訟する時代に入っているのです。それだけに日本企業は、事前にさまざまな訴訟準備をしておくことが必要になっているのです。

欧米の知財訴訟で活躍されたようなレベルの専門人材を対中国訴訟の現場の知財担当者としておいているケースがまだまだ少ないことの問題や代理人となる弁護士の選定の重要性についてもお話ししました。

Q2 では実際に中国で知財訴訟に巻き込まれたとき、何が最も大切なことになるのでしょうか。

A2 中国における裁判は、原告と被告が出した証拠の差によって、勝ち負けが大きく左右されます。つまり、最も大切な仕事は「証拠準備」にあると思います。主張する事実の全てにおいて、物証、拳証をもって、証明できるかどうかだけ

で、勝敗の50%以上は決まるといっても過言ではないと思います。

証拠によって侵害の認定、法的責任、損害賠償額等が確定します。最も有利となる裁判所で起訴できるように戦略的に管轄を考えながら証拠収集することも中国の訴訟では重要となります。したがって当事者は、労力の半分以上を証拠準備に投入するくらいの気持ちが必要です。

証拠準備が最も大切な理由は、中国の裁判官が「事実上の推定」までは、あまりやらないからです。事実上の推定とは、直接証拠がない場合に間接証拠を積み重ねていくことによって、例えば特許侵害があったことを推定して事実認定することです。中国の裁判所は、当事者が主張する事実の全てに関して、それぞれ証拠をもって証明できているかどうかを見ています。主張を証明する証拠がない限り、中国の裁判官の心は動きません。特に、原告に課せられた立証責任は、非常に重いものがあります。

Q3 証拠集めに労力を割く必要性が理解できますね。

A3 そうなのです。しかし、中国における実際の証拠集めはそう甘くありません。中国の民事訴訟には、証拠保全と財産保全という手続きがあり、裁判所から被告に対して保全の命令や証拠としての開示の命令を出すよう請求することができます。

しかし、実際に裁判所を動かすことは難しいのが現状です。加えてもし命令が出ても、中国企業のほとんどは従わないで

しょう。刑事罰や拘束などの強制的な規定がないからです。

では、どうするか。訴訟を起こす前に、法律事務所あるいは、現地の専門の調査会社（探偵のようなもの）へ依頼して調査します。調査内容は、例えば相手企業が実際に事業をしている場所、経営者、取引先、売り上げなど事業の状況、侵害品の製造場所、製造状況、販売場所や販売状況などです。

しかし、ある事件をきっかけとして、現在ではこういった調査活動も非常に難しくなっています。

5年ほど前、英国の製薬会社に雇われた英国人調査員が不法調査で中国当局に逮捕され、この事件以降、中国の多くの調査会社は調査のやり方を大幅に変える必要に迫られたのです。調査員がそれぞれ持っている情報源からであっても合法な手段、プロセスをもって以外では調査のための情報を得ることができなくなりました。

2017年には、ネットワーク安全法（中華人民共和国網絡安全法）等によってプライバシー保護が強化され、加えて情報管理規制によって情報公開が制限されることになり、裁判のための証拠集めを目的とした調査は、さらに難しい状況になってきているのです。

レイドで出た証拠は圧倒的に^{しんびょう}信憑性が高い

Q4 裁判所は証拠重視なのに、証拠を集めるための調査がしにくいのでは、どうしようもありませんね。何か打つ手はあるのでしょうか。

A4 そこで、よく活用されているのが、レイド（RAID：行政摘発）です。証拠収集が難しいという現在の状況のなかで、中国企業はレイドを活用した情報収集、証拠準備をするようになりました。それは訴訟戦略という意味もあります。欧米系の企業でも積極的に使われ始めています。

結果、2017年に中国で、特許権侵害、商標権侵害・模倣事件、不正競争防止法違反事件において、レイドが行われた総件数は、6万981件にもなり、このうち中国各地にある工商行政管理局（工商局）が摘発した商標権侵害・模倣事件は2万6985件に上っています。日本企業もレイドを訴訟調査に使ってみるべきです。

図表1 中国におけるレイドの実施状況（2015～2017年）

	2015	2016	2017
特許権侵害事件	14607	20859	28157
商標権侵害事件	27379	28000	26985
不正競争防止法違反事件	—	5710	5839

中国国家知識産権局「中国知識産権保護状況」2015、2016、2017年版より作成

（注）特許権侵害事件には「特許詐称事件」を含んでいない。
商標権侵害事件の2016年分は「28000余」とのみあり、28000件とした。
不正競争防止法違反事件の2015年分はデータの公開なし。

レイドとは、各種の権利を管理する行政機関が、自らの権限をもって相手方（被請求人）および事件に関係する会社の持つ事業所や工場、倉庫、店舗などへ立ち入り調査を実施することです。行政機関がレイドを使って得た情報は、圧倒的に信憑性が高い証拠として裁判所で扱われています。

調査会社などを通じて一般的な調査で集めた証拠の信憑性はレイドより低く位置付けられています。このため、一般的な調査で集めた証拠について公証人による公証を受けることで少しでも信憑性を高めようとする手法はよく行われています。一方、証言に弁護士が署名したり、声明文に公証を付けたりして証拠として提出されるケースがよくありますが、その他に有効な証拠も付いていなければ、中国の裁判所がこれらを証拠として採用しないこともあります。証拠として、人間による証言は最も信用性が低いとされています。

図表2 中国の裁判所における証拠の信憑性

信憑性 ↓	➤ レイドで行政機関によって集められた証拠（非常に高い）
	➤ 公証された証拠（高い）
	➤ 公証のない証拠（低い）
	➤ 弁護士が署名した証言や声明文（あまり採用されない）
	➤ 人の証言や声明文（ほぼ採用されない）
	➤ 非合法に収集された証拠（採用されない）

Q5 かつて中国が工業化の途上にあつたころ、外国企業がレイドを請求し、行政機関が倉庫のドアを蹴破って模倣品を摘発、押収していたという話はよく聞きます。日本企業もレイドを使ったことはあるのではないのでしょうか。

A5 そうですね、過去にはそういう勇ましい摘発活動が実

施されているところもありましたね。外形的には同じです。過去には模倣品対策で使用されることがほとんどでしたが、今は商標権侵害案件以外の著作権、意匠権の侵害でもレイドが使われるようになりました。行政機関の活用の仕方、目的が変わったということになります。

既述のとおり、中国の裁判所が証拠開示命令を出しても、被告が拒否する場合は少なくありません。刑事罰などの強制的な規定に欠けること以外に、証拠開示命令を拒否しても、“判決で悪い結果になりますよ”、といった程度の効果しか実際はない、というのも理由の一つです。被告が証拠を出さないうままだと、原告の証拠だけで事実認定され、賠償額が決まってしまう。でもそれは、原告が信憑性の高い証拠を出したときのことであり、証拠が集められない限りは、裁判を維持できません。判決に至らないわけです。だからこそ、証拠集めにおけるレイドの活用は裁判対策の重要なポイントを担っているのです。

よく“中国では、権利は取りやすいが、権利行使はしにくい”といいます。これは、特許権や商標権を比較的容易に獲得できても、その権利を使って侵害を排除したり、侵害者から賠償を得たりすることは難しい、という意味です。そうなる原因の一つに、裁判での証拠開示が難しいという点が挙げられています。中国には米国のディスカバリー（証拠開示手続き）のような強い制度はありませんが、現在の証拠開示制度を見直すための議論はなされています。

全国の行政機関が組織統合を推進中

Q6 レイドの請求はどこでやるのでしょうか。

A6 所管する行政機関へ請求します。従来は、商標権侵害・模倣事件は国家工商行政管理総局（工商局）、特許権侵害は国家知識産権局（知産局）、著作権侵害は国家版權局（版權局）、地理的表示の無断使用等は国家質量監督檢驗檢疫総局（質量局）、模倣品の輸出入取り締まりは税関である海関総署などの行政機関の地方分局へそれぞれ請求してきました。

しかし、2018年3月に中央政府の通達によって組織が大きく変わり、全国規模で行政機関の統合が行われました。最

高行政機関である国務院の下に、新たに「国家市場監督管理総局」が誕生しています。国家市場監督管理総局の直下には新たな「知識産権局（知産局）」が入り、従来の知産局、工商局、質量局等を統合しました。版權局と海関総署は統合されず、独立した機関として残っています。

レイドの中心となるのは、国家市場監督管理総局です。したがってレイドは通常、相手方（被請求人）所在地のある区の市場監督管理局に対して行います。市・区レベルには統合前の組織が現在も残っている場合もあります。深圳など一部の地域では既に統合され看板が掛け替えられました。

図表3 知財問題でのレイド請求先機関（2018年3月以降）

現行機関	旧機関	対象分野
国家市場監督管理総局	国家工商行政管理総局	商標権、不正競争、権利侵害品
	国家知識産権局	専利（特許権、実用新案権、意匠権）
	国家質量監督檢驗檢疫総局	商品の表示、品質
国家版權局	国家版權局	著作権
海関総署	海関総署	権利侵害品の輸出入

商標侵害で請求し、特許侵害の証拠を押さえることも

Q7 行政機関へレイドを請求するには、訴訟のために収集する証拠について、担当職員と相談すればいいのでしょうか。

A7 請求にあたってこちら側の事情や意図を全て開示したりはしません。行政機関は数多くの案件を扱っており、非常に多忙ですから、都合よく動いてくれるわけではありません。旧正月前などは混んでいますし、時期によっては「〇〇撲滅キャンペーン」などにかかりきりになっています。また、あまり正直に話してしまうと、特許・著作権案件などは担当職員に理解してもらうことが難しいですから、最初から裁判所を勧められてしまいますし、“裁判のために使われるのか”と思われたら動いてはくれません。

しかし、きちんと書類や資料を準備したうえで時間があるときを計って訪問し、分かりやすく説明すれば、特に複雑な案件でなければ大抵は受理してもらえると思います。

Q8 レイド請求時の説明のポイントを教えてください。

A8 まずは、摘発や救済として何をしてほしいのかを示します。例えば、権利侵害をストップしてほしいのか、権利侵害品を押収、破棄してほしいのか、権利侵害品を作る製造工程を停止、解体してもらいたいのか、具体的にどのような処理をしてほしいのかについて説明してください。

二つ目は、侵害の証拠がいつ、摘発施設のどこにあるのかを伝えます。自分たちが訴訟用の証拠として収集したいと考えている情報、書類やデータ、映像についても具体的に指摘し、押収または複製、ビデオカメラやスチールカメラでの撮影などをしてもらおうよう依頼するわけです。

このようなレイド実施へ向けた依頼やコーディネートは、実は弁護士の能力が問われるところです。このため弁護士は依頼者からよく話を聞く必要があります。先ほど、難しい特許案件は裁判を勧められると話しましたが、弁護士の能力次第でレイドによる証拠収集を成功させることができます。

例えば特許権侵害品の証拠を押さえるためにレイドを請求する際、特許技術の説明が難解になり、行政機関に受理されない恐れがある場合、商標の無断使用という理由で取り締まってもらうわけです。結果としては、商品の内部構造や製造工程、生産量、販売量など、侵害の認定や被害額の算定に必要な情報は同じように入ってきますので、証拠収集の目的は達成されることとなります。もちろん、行政機関をだますことはできませんので、商標権侵害の事実があることが前提です。要は視点を変えるということです。

Q9 レイド請求前には、きちんとした準備が必要になりますね。

A9 レイドのための準備をするのではなく、訴訟戦略の一環としてレイドを考え、トータルで準備をしておく必要があると思います。レイドが始まると当然、相手方（被請求人）も対策を始めます。証拠を隠すでしょう。次の一手、次にすべきことを事前に用意しておかなければなりません。相手方（被請求人）の企業の活動規模が大きければ、中国各地へ一斉にレイドを仕掛けるケースもあります。

Q10 区の市場监督管理局の担当職員のレベルは高いのでしょうか。

A10 組織は統合されつつあり、いろいろなレイドを受け付ける総合機関になりつつあります。しかしながら、実際に区レベルの窓口で対応する個々の担当職員は、特許権は知っているが商標権は分からない……あるいはその反対、という状況です。当然のことですが、出身機関によって持っている専門性に違いがあるからです。一般的にレイドが多いのは商標関係ですから、商標問題を理解できる職員が多いという印象はありますが、訪問してみないと分かりません。したがって、前述したように、担当職員の専門分野によってこちらもアプローチを変える必要があるのです。

特許権侵害を理由にレイドを実施した場合、相手方（被請求人）が特許の無効宣告請求を提起して反撃してくることもあります。法律上、行政機関は無効宣告請求の決定を待たずに審理を進めることが可能ですが、実際は多くのケースで審理中断となります。このようなことから、あえて特許権侵害をレイドの理由から外して行政機関へ申請する場合もあります。

地方都市では、担当職員の専門分野とは別に、地方の行政官の判断でレイドが受け付けられない場合や、相手方（被請求人）が設立登記された区には本社の実態がなく、事実上の本社は別の場所にある場合もあります。このような場合、上級の行政レベルで相談し、区へレイドの実施を命じてもらいます。

全てのケースでレイドが活用できるわけではありません。レイドは証拠収集手段の一つです。ただし、目的である証拠収集を達成できるかどうかは、事前の準備や戦略の策定、行政機関に対する説明力や交渉力が試されます。ここは、代理人となった弁護士の腕の見せどころでもある、といつも感じているところです。

みちしたりえこ

1995年単身北京に渡る。2001年中国人民大学法学部卒業。ニューヨーク州弁護士登録。英国外国弁護士登録。2001年以降、北京、上海、香港を拠点に、多くの日本と欧米企業が直面する多種多様な中国知財・法務問題に対応し、精通している。中国知財紛争案件を得意とする。中国における知財訴訟をコーディネートするアドバイザーを多く務める。行政摘発事件、模倣品対策、商標・意匠冒認対策、税関差押えの経験も豊富。